平成２９年（フ）第７０７８号
東京都港区芝大門２丁目７－10－102
債務者　亜理こと　小河原亜理
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０８９号
東京都中央区湊１丁目２－２－1001
債務者　大池　正風
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０９３号
東京都足立区神明２丁目２－16－203
債務者　竹中　將高
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０９５号
東京都中野区上高田２丁目43－11－203
債務者　伏木　利恵
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０９７号
東京都品川区東品川１丁目28－２－103
債務者　中村　彰夫
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１号
長崎県南島原市西有家町須川3211番地25
債務者　瀬川　清一
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第３６９号
栃木県小山市城東６丁目８番23号、前住所栃木県宇都宮市桜５丁目４番20号　レジデンスさくら202
債務者　大金　克巳
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３７０号
栃木県日光市足尾町5630番地１、前住所栃木県日光市木和田島3033番地22
債務者　本間　裕文
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８２号
栃木県足利市雪輪町2500番地
債務者　小原澤博美
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第７０４８号
東京都大田区南蒲田１丁目８－６－205
債務者　林　　寶琴
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０５２号
神奈川県藤沢市石川１丁目２－２－101
債務者　門目　未来（旧姓倉橋）
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０７５号
東京都江戸川区船堀１丁目１－79　マキバハイツＡ棟205
債務者　鈴木　則行
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７２号
東京都立川市羽衣町１丁目１番１－205号
債務者　藤澤　嘉久（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月６日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８３号
栃木県栃木市片柳町１丁目17番20号、従前の住所東京都八王子市大塚193番地８　ＦＩＦＴＨ　ＦＲＯＮＴＩＥＲ　501号
債務者　岡　和貴子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１０２５号
東京都八王子市打越町352番地６カーサ352　101号
債務者　鈴木　忠義
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部